第十号様式　（平20内府令47・全改、平21内府令78・平22内府令40・平27内府令38・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【発行登録通知書番号】

【提出書類】　発行登録通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【代理人の氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【住所】

【電話番号】

【今回の募集（売出）金額】(1)

【発行登録書の内容】(2)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(3)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提　　出 年 月 日	募集（売出） 金額	償還年月日	償還 金額	減額による 訂正年月日	減額 金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

第１【募集債券に関する基本事項】

１【募集要項】

⑴【債券の名称及び記名・無記名の別】

⑵【券面総額】

⑶【各債券の金額】

⑷【発行価格及びその総額】

⑸【利率】

⑹【償還期限】

⑺【申込期間】

⑻【申込証拠金】

⑼【払込期日】

⑽【申込取扱場所】

⑾【引受けの契約の内容】

⑿【債券の管理会社】

⒀【振替機関】

⒁【財務上の特約】

２【利息支払の方法】

３【償還の方法】

４【元利金支払場所】

５【担保又は保証に関する事項】

第２【売出債券に関する基本事項】

１【売出要項】

⑴【売出人】

⑵【売出債券の名称及び記名・無記名の別】

⑶【券面総額】

⑷【各債券の金額】

⑸【売出価格及びその総額】

⑹【利率】

⑺【償還期限】

⑻【売出期間】

⑼【受渡期日】

⑽【申込取扱場所】

⑾【売出しの委託契約の内容】

⑿【債券の管理会社】

⒀【振替機関】

⒁【財務上の特約】

2【利息支払の方法】

3【償還の方法】

4【元利金支払場所】

5【担保又は保証に関する事項】

第3【過去1年以内における発行登録による募集又は売出し】

債券の名称	記名・無記名の別	発行(売出)価格	発行(売出)価額の総額	募集・売出しの別	発行登録通知書の提出年月日

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

⑴ 今回の募集(売出)金額

a 今回の発行登録により募集又は売出しを行う債券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

b aにより記載すべき額が外国通貨をもって表示される場合には、本邦通貨に換算した金額を併記するとともに、換算に当たって採用した基準を注記すること。

⑵ 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行

予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(3) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。